

平成19年度 第2回 新潟市水道局入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成19年11月26日(月) 水道局3階 第3会議室		
内 容	1 平成19年度上半期(平成19年4月～平成19年9月)における発注工事状況の報告 2 指名停止措置について 3 当番委員より抽出された工事案件の審議		
委 員 (委員数 5名) (出席数 4名)	委員長	佐々木 隆 輔 (公認会計士)	(出席)
	委員長代理	岩 瀬 昭 雄 (大学教授)	(欠席)
	委 員	板 垣 剛 (弁護士)	(出席)
	委 員	市 川 賢 吾 (アルバイト)	(出席)
	委 員	猪 又 勝 (会社員)	(出席)
審議対象期間	平成19年 4月 1日 ～ 平成19年 9月30日		
抽 出 案 件	11件 (対象工事総件数169件)		
制限付き 一般競争入札	5件	①管広19第7号 配水管幹線布設工事 ②西老19第10号 配水管布設工事 ③西老19第2号 配水管布設工事 ④浄長施19第5号 I T V設備工事 ⑤浄長施19第4号 監視制御設備工事	
指名競争入札	4件	⑥中給19第10号 配水管布設工事 ⑦西他19第5号 配水管布設工事 ⑧浄阿営19第1号 1, 2号次亜注入機修理工事 ⑨浄阿営19第17号 9, 10号ろ過池屋外電動弁駆動部修理工事	
随意契約	2件	⑩北他19第2号 配水管布設工事 ⑪中他19第14号 配水管布設工事	

質問・意見	回答
<p>・制限付一般競争入札について、参加申請者数が 50 者前後になっている案件があるが、事務の処理や運営で問題は生じていないのか。</p>	<p>・今年度から、一般競争入札の拡大をしたため、そのような状況となっている。</p> <p>一般競争入札の参加者は概ね 30 者以上という新潟市の基本方針にあわせるため、予定価格が 1 千万円～5 千万円の工事については、原則当該事業所の所管区域内に本社（店）を有する業者を対象とした制限付一般競争入札を実施、運用してきた。中央事業所発注の一部の工事で、質問のような案件が見受けられる。参加申請者数が多ければ、競争性は確保されるが、今の状況が必ずしも適切とは言えないため、今後、中央事業所については、所管区域を三つに分割して発注する試みを行いたいと考えている。（ただし、新潟市指定給水装置工事事業者であることを資格要件に付した場合を除く）</p> <p>《中央事業所発注工事について》</p> <p>【変更前】 中央事業所管内（北区・東区・中央区・西区・西蒲区）に本社（店）を有する者</p> <p>【変更後】 工事場所（区）に応じ、それぞれ①北区・東区 ②中央区・西区 ③西蒲区に本社（店）を有する者</p>
<p>・制限付一般競争入札について、下回り業者が半数以上の案件がある。局側の設計は妥当だったのか。また、このような結果になった場合、設計価格等が妥当だったかどうかの見直しや検討など、何か対策を考えているのか。</p>	<p>・局側の設計は妥当だったと思っている。最低制限価格については、以前からも検討しており、新潟市においては変動制の導入を試行として実施している。</p> <p>変動制を導入する際に必要な調査基準価格の設定など、市と局とで同じ基準で良いのかどうか、市の今後の動向や他都市の水道事業の考え方などを踏まえながらさらに検討を進めていきたいと思っている。</p>

<p>・抽出事案④の電気工事について、参加業者が2者と非常に少ない。</p> <p>入札結果を見ると、1者は最低制限価格を下回り失格となっており、落札者との価格の差が1千万円以上もある。どちらもいい加減な応札をしたとは思えないし、電気工事等の場合、参考見積をとってその中の最低額を設計価格に反映させているということなので、設計価格や最低制限価格がもっと低くてもよかったのではないか。なぜこのような結果になるのか。</p> <p>設計をする段階でよく調査をし、もっと慎重に価格設定をするべきなのではないか。低価格・高品質という原点に立って、もう一度よく検討していただきたい。</p>	<p>・この案件については、4, 5 者から参考見積をとったが、その中で入札参加申請をしたのは、落札した業者1者だけだった。他の業者がなぜ参加申請をしなかったのかは分からない。下回った業者からは参考見積をとっていなかったため、こういった結果になったと思われる。</p> <p>今回の結果や、市等の動向も踏まえながら設計価格や最低制限価格の設定についてさらに検討していきたい。</p>
<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 次回の抽出案件を市川委員に委任・ 次回は20年6月頃に開催予定	